

公立大学法人公立はこだて未来大学情報公開規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第42号)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第3条第2項の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学の保有する文書（以下「法人文書」という。）についての公開の請求等について定めること等により、組織および運営の状況を住民に明らかにする責務を全うすることを目的とする。

(情報公開)

第2条 公立大学法人公立はこだて未来大学が管理する法人文書に係る公開の請求および情報公開の取扱いならびに手数料については、函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号）および函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則（平成14年函館圏公立大学広域連合規則第2号）により函館圏公立大学広域連合長が管理する公文書の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規程第68号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。